

忠岡町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画2024（素案）に対するパブリックコメントの実施結果について

1. 実施期間 令和6年1月30日（火）～令和6年2月28日（水）
2. 意見提出者数 2名
3. 意見の概要と町の考え方【意見数：9件】

No.	該当箇所	意見の概要	意見に対する考え方
1	P.44 移動の支援	福祉バスは住民のニーズを考え、増便し、利便性の良い移動支援を。	福祉バスの増便につきましては、事業費用が拡大するため、財源確保の面から他の事業との兼ね合いもあり現時点では難しいですが、ご利用者の利便性が増すようなルートや運行となるよう引き続き検討して参ります。
2	P.46 地域包括支援センターの機能強化	地域包括支援センターの民間委託は、忠岡町が住民の介護の実態を見聞きしなくなり、状況を把握することができなくなるため、直接、忠岡町の職員で行うべきである。	地域包括支援センターの民間委託につきましては、現在未定です。
3	P.50 食の自立支援事業（配食サービス）	お弁当の中身が依然悪く、年々配食サービスの利用者が減ってきた。とり肉も大きなまま入っていた事も。高齢者が食べやすい様に小さく切ったものなど、献立のチェックが必要だと思う。又、高齢夫婦で食事を作るのが困難な世帯も利用できる事業に。	食の自立支援事業で提供しております食事の内容につきましては、日々の献立の確認は行っておりますが、実際の中身については、ご意見も踏まえ事業所に確認して参ります。 また、対象者の要件には「おおむね65歳以上の者又は重度障害者のみの世帯に属する者」もあり、高齢のご夫婦のみの世帯で調理が困難な場合は対象となりますので、ご相談ください。
4	P.51 高齢者の住まいづくり	高齢者の住まいの確保において、低所得者向けがメニューに無い。忠岡町は、福祉制度として、要介護状態にある方の住まいの確保に、例えば補助を出すなど、直接、支援すべきである。 福祉バスの充実を求める声は多い。高齢者のお出かけ支援や介護予防として、逆回りコースの創設や、土日の運行に努力すべきである。 見守り活動として、以前、忠岡町でも乳酸菌飲料の配達など、一声かける取り組みがあった。先日も、忠岡町で独居高齢者が孤独死されていた。何もしなければ、今後、このようなケース	要介護状態にある方の住まい確保に対しての補助につきましては、財源確保が難しいことから、制度の創設は難しいところですが、高齢者の多様な住まいへのニーズに対応するため、大阪府の大阪あんしん賃貸支援事業等の情報提供を行ってまいります。 福祉バスの運行について、逆回りコースの創設は交通規制によりルートが取り難いことや、反対車線へのバス停の設置が必要となることより難しいと考えております。 土日の運行につきましては、事業費用が拡大するため財源確

No.	該当箇所	意見の概要	意見に対する考え方
		が多く出てくる。取り組みを考えるとときである。	保の面から他の事業との兼ね合いもあり現時点では難しいですが、ご利用者の利便性が増すようなルートや運行になれるように引き続き検討して参ります。 見守り活動としましては、民生委員の方との独居高齢者の訪問等を通じて地域の高齢者の把握に努めておりますが、今後も各福祉分野の役割を担う方の協力を得ながら、地域のネットワークづくりを進めて参ります。
5	P.51 家族介護者への支援	家族介護の支援で、介護用品の助成制度の継続がされ、良かった。一人暮らしの要介護の方にも、紙おむつ補助をという声が多く出ている。福祉制度としてでも行うべきである。	介護用品の助成につきましては、地域支援事業の任意事業のメニューに基づいて実施しており、助成対象が介護をしている家族となっていることから、現状の対象者となっております。一人暮らしの要介護の方も対象とすると、利用者が相当数増加するものと考えられます。他の事業との兼ね合いもあり、財源の確保が厳しく、対象者の拡大は難しいところです。
6	P.51 介護用品支給事業の推進	他市では施設入所や入院していても支給している自治体もある。又、家族のいない要介護者も対象になっている。本町でも検討が必要。	介護用品の助成につきましては、地域支援事業の任意事業のメニューに基づいて実施しており、助成対象が介護をしている家族となっていることから、現状の対象者となっております。施設入所や入院中の方、一人暮らしの要介護の方も対象とすると、利用者が相当数増加するものと考えられます。他の事業との兼ね合いもあり、財源の確保が厳しく、対象者の拡大は難しいところです。
7	P.61 介護保険事業の適正な運営	要介護認定が厳しすぎる。要介護1の方が、次の認定の際、半年以内に悪化の恐れがなければ、要支援に落とされるのは今も続いているのか？そうであれば、利用者から介護サービスを取り上げてしまう行為は辞めるべきである。	要介護認定の判定につきましては、国が作成している全国統一のマニュアルがあり、要支援2と要介護1の振り分けについては、状態が不安定であるかどうかと、認知症があるかどうかの要件が定められております。 今後もマニュアルに即し、適切に運用して参ります。
8	P.66 福祉用具貸与	後縦靭帯骨化症で背もたれがなければ寝れないという高齢者がいる。介護ベッドを借りたいが、要支援のため借りれない。症状にみあったサービスが受けられる様に検討を。	軽度者(要支援1・2、要介護1)の方は車いす(付属品を含む)、特殊寝台(付属品を含む)、床ずれ防止用具および体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフトは原則として保険給付の対象となりませんが、厚生労働大臣が定める状態像に該当する方については、認定調査票の基本調査の結果を用いて判断のうえ、例外的に福祉用具貸与が利用できる場合があります。

No.	該当箇所	意見の概要	意見に対する考え方
9	P.86 基準額に対する介護 保険料の段階設定等	<p>介護保険料が高すぎる。基準額が月額6,397円になるが、介護保険制度のスタート時点の2倍以上になっている。年金支給額は2倍に増えていないのに生活実態からかけ離れている。高額所得者の段階設定を増やされたが、それは、低所得者の保険料軽減に回されるだけで、基準額の引き下げにはならない。国・府・町がもっと介護保険財政に支出する負担割合を増やし、保険料を引き下げるべきである。</p>	<p>介護保険料は介護サービスの利用による介護給付費から算出されており、第1号被保険者の負担割合は介護給付費の23%と法で定められています。介護保険制度が始まった当初の町の介護給付費は約5億200万円でしたが、令和4年は約15億6200万円と増加しており、それに伴い保険料額も増加しております。</p> <p>第9期計画の保険料は、介護保険準備基金の残高を投入し、第8期計画と比較すると減額となります。</p> <p>介護保険の財源構成における国・府・町の負担割合につきましても、法で定められおりますが、介護保険料の高騰抑制を図るよう国等に要望して参ります。</p>